

おくやみハンドブック

由布市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

由布市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てれば幸いです。

由布市役所 097-582-1111

事前準備について

由布市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、由布市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）

☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）

☐ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（会葬礼状など）

☐ 介護保険被保険者証

☐ 重度心身障がい者医療費受給者証

☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

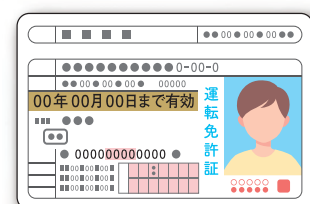
☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

由布市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。

※挾間地域振興課、湯布院地域振興課でも同様の手続きが可能です。

おくやみコーナーでできること

●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについては、窓口を移動することなく、1ヶ所で完了することができます。

※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

●書類の記入が省略できます

亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。

●専用ブースで安心して相談できます



由布市おくやみコーナー

場 所：由布市役所本庁舎1階 市民課

受付時間：午前8時30分～午後5時まで

（土・日・祝休日・年末年始を除く）

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (36 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(37 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

由布市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	☐	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	印鑑登録をしていた	
保険	☐	国民健康保険に加入していた	P.8
	☐	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金	☐	国民年金に加入または受給していた	P.11
	☐	厚生年金に加入または受給していた	
	☐	共済年金に加入または受給していた	P.12
	☐	農業者年金を受給していた	
税金	☐	市税の納付が済んでいない	P.13
	☐	市民税・県民税が課税されていた	P.14
	☐	固定資産を持っていた (所有権移転登記が済んでいない)	
	☐	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.15
介護保険	☐	65歳以上または介護認定を受けていた	P.16
	☐	保険料 (普通徴収) が発生していた	
福祉 (障がい)	☐	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.17
	☐	障害児福祉手当を受給していた	
	☐	特別障害者手当を受給していた	P.18
	☐	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	☐	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた (扶養年金)	P.19

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	☐	重度心身障がい者医療費の助成を受けていた	P.20
	☐	児童通所施設を利用していた	P.21
	☐	障害福祉サービスを利用していた	
	☐	地域生活支援サービスを利用していた	P.22
	☐	特別児童扶養手当を受給していた	
子ども	☐	児童手当・特例給付を受給していた	P.24
	☐	児童扶養手当を受給していた	P.25
	☐	子ども医療費受給資格者証/高校生等医療費受給資格者証を交付されていた	P.26
	☐	ひとり親家庭等医療費受給資格者証を交付されていた	P.27
水道・排水 (浄化槽など)	☐	上水道を使用していた	P.28
	☐	浄化槽を設置している	
	☐	農業集落排水施設に接続している	P.29
	☐	下水道を使用している(大分市公共下水道)	
その他	☐	市営住宅に住んでいた	P.30
	☐	道路を占用していた	
	☐	里道用地または水路用地を使用していた	P.31

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。 マイナンバーカード・住民基本台帳カードを返却してください。 ※亡くなられた方のマイナンバーは、マイナンバーカード返却後確認していただくことができなくなります。すべてのお手続きが完了してからご返却いただくか、番号を控えておくことをお勧めします。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード ☐ 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民課 ☎ 097-582-1111 内線：1142・1143

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	市民課 ☎ 097-582-1111 内線：1142・1143

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証	問い合わせ先 保険課 ☎ 097-582-1121

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。 ※火葬のみ行った場合も対象です。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状） ☐ 火葬証明書（火葬のみの場合）	問い合わせ先 保険課 ☎ 097-582-1121

MEMO

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き③ 高額療養費の口座変更の届出

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合は届出が必要です。	診療月翌月から2年
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳など（相続人のもの）	保険課 ☎ 097-582-1121

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために保険証を回収しています。 ※市役所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証	保険課 ☎ 097-582-1121

MEMO

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。 ※火葬のみ行った場合も対象です。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か後期高齢者医療保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行者の通帳 ☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状） ☐ 火葬証明書（火葬のみの場合）	保険課 ☎ 097-582-1121

手続き③ 高額療養費の口座変更の届出

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合は届出が必要です。	診療月翌月から2年
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預金通帳など（相続人のもの）	保険課 ☎ 097-582-1121

MEMO

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	—
	手続き可能な人
	故人と生計を一にしていたと認められる三親等内の親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の年金証書（基礎年金番号がわかるもの） ☐ 請求者のマイナンバーがわかるもの（ない場合、世帯全員の住民票） ☐ 預金通帳など（請求者のもの）	保険課 ☎ 097-582-1121 大分年金事務所 ☎ 097-552-1211 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

厚生年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	大分年金事務所 ☎ 097-552-1211 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

共済年金に加入、または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものをご準備の上、事前にお問い合わせください。	—
	手続き可能な人
	—
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられたとき、遺族の方は10日以内に住所地のJAを経由して農業者年金基金へ「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	10 日間以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる住民票の写し、または戸籍の謄本などあるいは死亡日を明らかにすることができる証明書	農業委員会事務局 ☎ 097-582-1303

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納税通知書	税務課収納対策推進室 ☎ 097-582-1111 内線：1115・1116

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口にて口座振替の停止を申し出てください。	なし
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	税務課収納対策推進室 ☎ 097-582-1111 内線：1113

MEMO

市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、及び、固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定する届出になります。	相当な期間（概ね 3 か月）
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 代表者以外の相続人の方の本人確認書類	税務課（市民税・県民税） ☎ 097-582-1269

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。 固定資産については年内に所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。また、所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。 相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。 相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	相当な期間（概ね 3 か月）
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人代表者となる方の本人確認書類 ☐ 代表者以外の相続人の方の本人確認書類	税務課（固定資産税） ☎ 097-582-1138

4. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き 廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を廃車する場合は廃車、相続人の方が使用する場合は名義変更の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ：相続人からの委任状	①相続人 ②相続人とご同居のご家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先 税務課 ☎ 097-582-1269

MEMO

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	高齢者支援課 ☎ 097-529-7349

保険料（普通徴収）が発生していた

手続き 相続人による送付先・口座等異動届の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など、送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届を提出してください。 なお、既に同届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はありません。 ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ同届を郵送でお送りします。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 相続人の振込口座のわかるもの	高齢者支援課 ☎ 097-529-7349

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 ☎ 097-582-1265

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 097-582-1265

MEMO

特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 097-582-1265

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 (更生医療・精神通院・育成医療)	福祉課 ☎ 097-582-1265

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 097-582-1265

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 097-582-1265

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、死亡・重度障害届出書の提出のみ手続きしてください。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の住民票の徐票	福祉課 ☎ 097-582-1265

重度心身障がい者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障がい者医療費受給者証の返却及び、資格喪失届、口座振替（銀行振込）の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の重度心身障がい者医療費受給者証 ☐ 未請求分の医療費領収書 ☐ 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 ☎ 097-582-1265

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、通所受給者証の保護者変更が必要です。また、通所している児童が亡くなった場合は、通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の通所受給者証 ☐ 申請内容変更届	福祉課 ☎ 097-582-1265

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証の返却または保護者変更が必要です。また、受給している児童が亡くなった場合は、障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証 ☐ 申請内容変更届	福祉課 ☎ 097-582-1265

MEMO

地域生活支援サービスを利用していた

手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、地域生活支援サービス受給者証の返却または保護者変更が必要です。また、受給している児童が亡くなった場合は、地域生活支援サービス受給者証を返却してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
☐ 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証 ☐ 申請内容変更届	問い合わせ先 福祉課 ☎ 097-582-1265

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還（未支払分がある場合は未支払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
【未支払いの特別児童扶養手当の請求手続き】 ☐ 対象児童名義の通帳またはキャッシュカードの写し ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） 【受給者変更に伴う特別児童扶養手当の新規認定請求手続き】 ☐ 認定請求者及び対象児童の戸籍謄本 ☐ 認定請求者名義の通帳の写し ☐ 認定請求者及び対象児童、扶養義務者のマイナンバーがわかるもの ☐ 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 ☐ 本人確認書類	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 097-582-1262

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【児童が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、
特別児童扶養手当証書の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未支払分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 本人確認書類	子育て支援課 ☎ 097-582-1262

【受給者の配偶者及び扶養義務者が亡くなられた場合】

手続き

特別児童扶養手当支給停止関係届（消滅）

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当受給世帯の配偶者及び扶養義務者が亡くなった場合、特別児童扶養手当支給停止関係届（消滅）の提出が必要です。 ※特別児童扶養手当支給が全部または一部停止の方のみ必要です。	亡くなった後速やかに
	手続き可能な人
	特別児童扶養手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 死亡日がわかるもの（由布市に住民票がない方が亡くなった場合のみ） ☐ 亡くなった方のマイナンバーがわかるもの	子育て支援課 ☎ 097-582-1262

7. 子どもに関する手続き

児童手当・特例給付を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き

未支払いの児童手当がある場合は未支払いの児童手当・特例給付請求書の提出、受給者変更に伴う新規認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当・特例給付の受給者であった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更に伴い、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【未支払いの児童手当・特例給付の請求手続き】 ☐ 児童名義の通帳またはキャッシュカードの写し	受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方
【受給者変更に伴う新規認定請求手続き】 ☐ 認定請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し ☐ 認定請求者及び配偶者のマイナンバーがわかるもの ☐ 本人確認書類 ☐ 認定請求者が共済加入者である場合は健康保険証の写し ※受給年度の1月1日に海外にお住まいであった場合、別途戸籍の附票が必要となります。	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 097-582-1262

【児童が亡くなられた場合】

手続き

児童手当・特例給付消滅届（または額改定届）の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童手当・特例給付を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童手当・特例給付の対象児童がいる場合、額改定の手続きとなります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 本人確認書類 ☐ 死亡日がわかるもの（由布市に住民票がない方が亡くなった場合のみ）	児童の保護者
	問い合わせ先 子育て支援課 ☎ 097-582-1262

7. 子どもに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

【受給者が死亡】

手続き 児童扶養手当受給資格者死亡届兼未支払児童扶養手当請求書

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。	14日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 請求者である児童の振込口座のわかるもの	子育て支援課 ☎ 097-582-1262

【対象児童が死亡】

手続き 児童扶養手当資格喪失届（児童扶養手当額改定届）

手続き詳細	期 限
対象児童が一人の場合、死亡月をもって資格喪失となります。対象児童が複数の場合、額改定の手続きとなります。	亡くなった後速やかに
	手続き可能な人 児童扶養手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類 ☐ 死亡日がわかるもの（由布市に住民票がない方が亡くなった場合のみ）	子育て支援課 ☎ 097-582-1262

MEMO

【対象児童の扶養事務者が死亡】

手続き 児童扶養手当支給停止関係届（消滅）

手続き詳細	期 限
児童扶養手当受給世帯の扶養義務者が亡くなった場合、児童扶養手当支給停止関係届（消滅）の提出が必要です。	亡くなった後速やかに
	手続き可能な人
	児童扶養手当の受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類	子育て支援課 ☎ 097-582-1262

子ども医療費受給資格者証/高校生等医療費受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、返納届提出の手続き

手続き詳細	期 限
子ども医療費受給資格者証/高校生等医療費受給資格者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給資格者証は死亡日をもって失効となりますので、返納の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童の子ども医療費受給資格者証 / 高校生等医療費受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 097-582-1262

MEMO

7. 子どもに関する手続き

ひとり親家庭等医療費受給資格者証を交付されていた

手続き 受給資格者証の返納、変更届提出の手続き

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給資格者証の所持者が亡くなられた場合、受給資格者証の返納及び受給資格変更届の提出が必要です。	なし
	手続き可能な人 【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者 【保護者が亡くなられた場合】 親族など
必要なもの	問い合わせ先
☐ 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給資格者証 ☐ 手続きを行う人の本人確認書類	子育て支援課 ☎ 097-582-1262

MEMO

8. 水道・排水（浄化槽など）に関する手続き

上水道を使用していた

手続き 名義変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道課 ☎ 097-582-1328

浄化槽を設置している

手続き 浄化槽管理者変更報告書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が浄化槽管理者であった場合、浄化槽管理者の変更が必要です。 ※引き続き浄化槽を使用しないときは、廃止または休止の届出が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。	変更した日から30日以内
	手続き可能な人 —
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境課 ☎ 097-582-1310

MEMO

8. 水道・排水（浄化槽など）に関する手続き

農業集落排水施設に接続している

手続き 名義変更または施設使用休止手続き、世帯人数の変更手続きなど

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が農業集落排水施設利用者の名義人の場合、名義変更または使用休止の手続きが必要です。 また世帯の人数に変更がある場合は世帯員数変更の手続きが必要です。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境課 ☎ 097-582-1310

下水道を使用している（大分市公共下水道）

手続き 名義変更または閉栓手続き、世帯人数の変更手続きなど

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が挾間町医大ヶ丘にお住まいであった場合、手続きを要する可能性があります。詳しくは大分市上下水道局にお問い合わせください。	大分市上下水道局にお問い合わせください。
	手続き可能な人 大分市上下水道局にお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
大分市上下水道局にお問い合わせください。	大分市上下水道局 上下水道部営業課 ☎ 097-538-2416

MEMO

9. その他の手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請の手続き、または住居を明渡す手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、由布市営住宅管理センターへお問い合わせください。 どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 (1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※ (2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明渡す手続き (3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き ※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明渡しの手続きが必要になります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	由布市営住宅管理センター ☎ 097-529-7891

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【道路占用の廃止】 ☐ 占用廃止届及び占用許可書の写し 【名義の変更】 ☐ 道路占用申請書及び表記されている添付書類	建設課 ☎ 097-582-1273

9. その他の手続き

里道用地または水路用地を使用していた

手続き 使用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
名義の変更をする場合は、権利譲渡か地位継承の手続きをしてください。使用許可を廃止する場合は、廃止の手続きをしてください。 ※詳細は事前にお問い合わせください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
【法定外公共物使用許可の名義の変更】 ☐ 法定外公共物使用等(変更)許可書及び、表記されている添付書類 【法定外公共物占用許可の名義の変更(相続される場合)】 ☐ 法定外公共物使用者等地位承継届及び、表記されている添付書類 【法定外公共物占用許可の廃止】 ☐ 法定外公共物用途廃止通知書	建設課 ☎ 097-582-1273

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 故人の勤務先を所管する社会保険事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 大分税務署 ☎ 097-532-4171
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	大分南警察署 ☎ 097-542-2131 大分県運転免許センター ☎ 097-528-3000
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 保健所へお問い合わせく ださい。	大分県中部保健所 由布保健部 ☎ 097-582-0660
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 大分税務署 ☎ 097-532-4171
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	大分地方法務局 ☎ 097-532-3161
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
浄化槽維持管理・し尿汲み取り	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

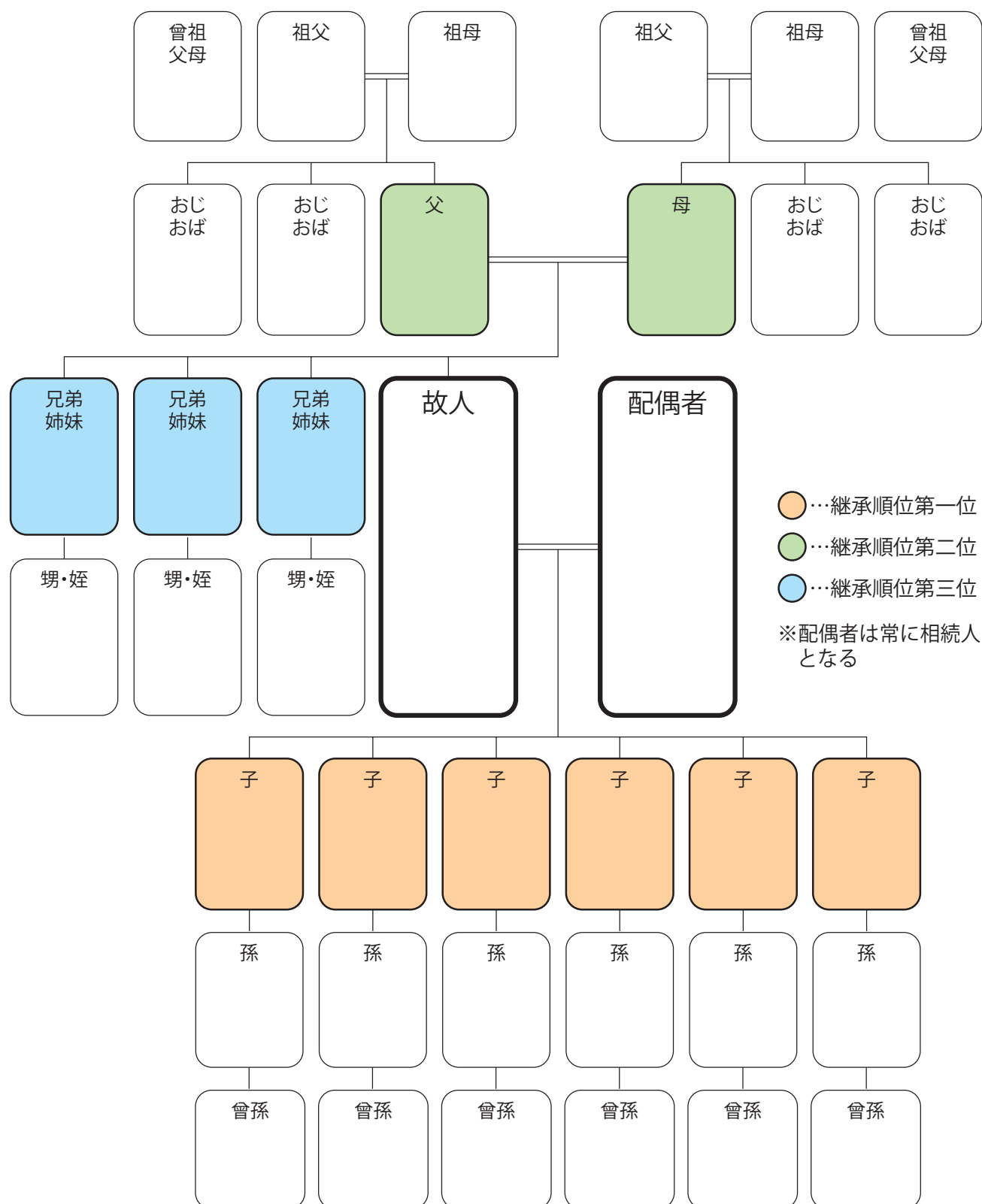
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

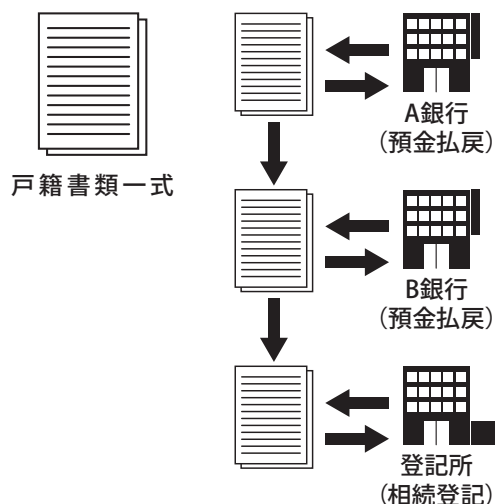
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

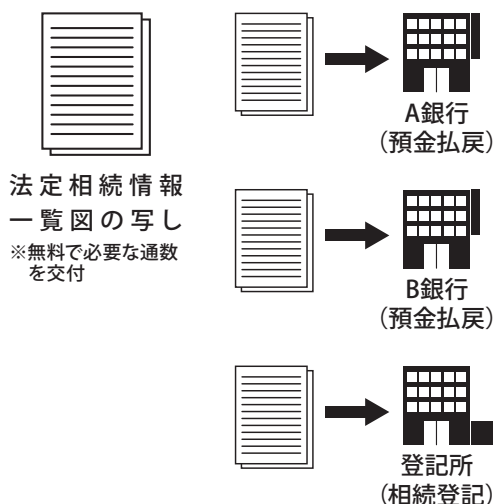
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)由布市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

「相続手続」にお困りの方は 相続税を専門的に扱う 初瀬克己税理士・行政書士事務所 にぜひご相談を！

初瀬克己税理士・行政書士事務所

相続に関する手続きをご依頼いただけます。

戸籍取得

遺産分割協議

相続税の申告

相続放棄



税理士・行政書士
初瀬 克己

遺言相続

事業承継

民事信託

不動産信託

事業承継信託

昭和44年(1969年)生まれ。
福岡県立門司高等学校、大分大学経済学部卒業。
税理士、行政書士、大分県事業引継ぎ支援センター マッチング
コーディネーター、大分県医療勤務環境改善支援センター
運営協議会医業経営アドバイザー、認定登録 医業経営
コンサルタント、認定登録 M&Aシニアエキスパート、日本
税理士会連合会地方公共団体監査制度実務研修履修試験
合格者、アマゾン書籍監修者登録者、大分県ラグビーフット
ボール協会理事(財務担当)

初瀬克己税理士・行政書士事務所

〒870-0938 大分市今津留2丁目1番27号
ラトゥール今津留402号室

無料
相談

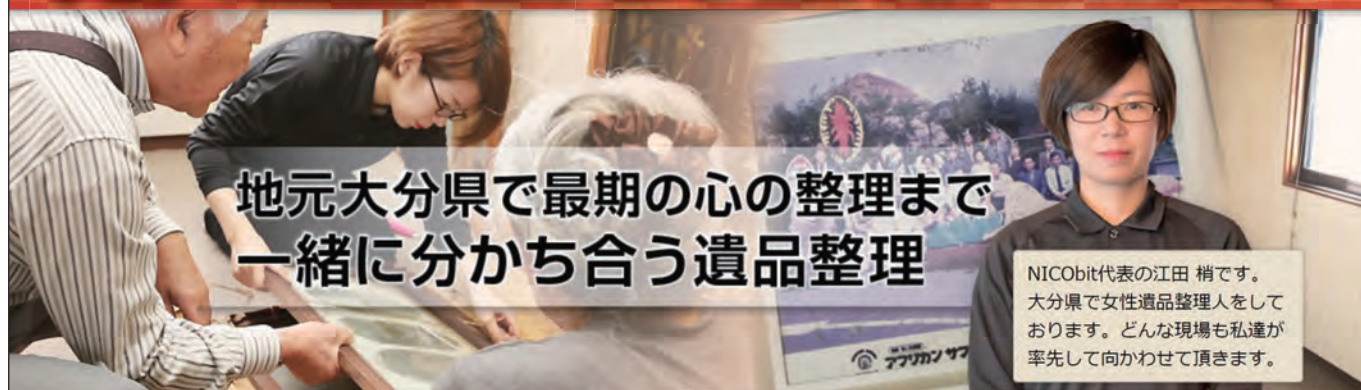
☎ 097-556-7100

夜間・休日対応

受付時間：9:00～21:00(月～日曜日)
E-mail: hatsuse@gaea.ocn.ne.jp
URL: <https://hatsuse-tax.com/>



大分の遺品整理は 思いまで分かち合うNICObitで



地元大分県で最期の心の整理まで
一緒に分かち合う遺品整理

NICObit代表の江田 梢です。
大分県で女性遺品整理人をして
おります。どんな現場も私達が
率先して向かわせて頂きます。

女性だからこそ行き届く配慮



遺品は全て手に取り1つ1つ
丁寧にすみずみまで確認します

大分で地域密着したお手伝い



地域とご遺族様に寄り添った
遺品整理をしています

見逃さないプロの技術と作業



ソファの中まで見るなどプロの
目線で遺品を探し出します

大型家具の運搬も行います



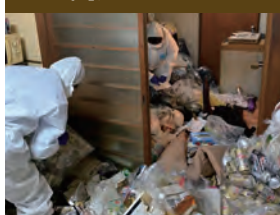
大型の家具や家電の運搬など
力仕事もお任せ下さい

私たちはご依頼者様それぞれのお悩みに合わせたご提案を致します。

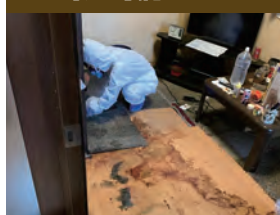
貴重品搜索も
お任せください。



ゴミ屋敷・物屋敷状態
でも問題ありません。



特殊清掃ももちろん
対応可能です。



女性スタッフのみの
作業も可能です。



☎ 0120-92-8725



株式会社 NICObit

大分市南春日町8-3

営業時間 / 24時間

定休日 / 年中無休

大分の遺品整理は思いまで分かち合う

ニコビット <https://nicobit.net/>

一般廃棄物収集運搬業 別府市許可第61号

古物商許可証 大分県公安委員会許可 第941010002985号

ホームページ



本誌をご覧の上お問い合わせいただいた方は、
作業代金から10%お値引きいたします。

ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方に
おすすめ
です

- ✓ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ✓ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ✓ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT
1

専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT
2

ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT
3

必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9時-17時（年中無休）



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場（証券コード：6184）の鎌倉新書が運営しています。

運営会社：株式会社 鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184） 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表：03-6262-3521 主な事業内容：(1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？



安心できる遺品整理で解決！



POINT 1

選べる見積もり方法



訪問

ご自宅に訪問して



ビデオチャット

対面なしで安心



写真

写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つの見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2

一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3

比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-17時（年中無休）

安心できる遺品整理



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場（証券コード：6184）の鎌倉新書が運営しています。

運営会社：株式会社 鎌倉新書（東証プライム上場、証券コード：6184） 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表：03-6262-3521 主な事業内容：(1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

誰もが抱える“老後の悩み”

不安のない

毎日を過ごすために

『備え〓終活』を始めよう

まずは相談する“第一歩”から



ご本人でもご家族の方でも安心して相談できる窓口

不動産

遺言・遺産分割

家族信託

認知症対策

葬儀関連

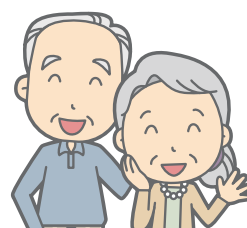
家財の整理

年金の相談

住宅確保要配慮者

ご相談は無料です。

- ご相談者様が希望する場合のみ専門家をご紹介します。
- 専門家は当NPOの提携機関ですのでご安心ください。



気軽に相談できて
助かります。



NPO 終活支援ネット

〒870-1132
大分県大分市大字光吉362番地 nctビル1F

まずはお気軽
お問い合わせを

直通専用電話 TEL.080-2732-3986

不動産でお悩みの方は、当NPO相談員の「(株)阿南企画」までお気軽にどうぞ

土地・建物のご相談は

株式
会社

阿南企画

宅地建物取引業免許 大分県知事(2)第3273号
〒870-1143
大分市田尻1293番地3

TEL.097-542-2666

ANAN

発 行 由布市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2023 年 2 月

